

# 青 色 情 報

青報 0506  
事 務 局  
☎351-4159

## 《確定申告にあたっての重要なお知らせ》

※確定申告個別相談会にお越しの際は必ず下記の書類をお持ちください。

### 1. 確定申告に際して必要な番号確認及び本人確認のための書類

◇マイナンバーカード（個人番号カード）又はマイナンバーの通知カード（ご本人、専従者及び家族全員の分）

\*上記の何れも無い方は、マイナンバーが記載された住民票（写しでも可）

◇身元を確認するための書類（コピーでも可）

・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳  
などのうち 何れか1つ

### 2. 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」（ハガキ又は封書）

### 3. 消費税の申告のある方

（一般課税の方）「課税取引計算表」を必ず記載（作成）の上、お越してください。

※別紙資料「消費税の税額計算」の step.1 参照

（簡易課税の方）事業区分ごとに、標準10%、軽減8%、又は旧8%の税率別の合計金額を計算（算出）した上でお越してください。

## § 令和5年分確定申告期限等について §

I. 申告期限 ①申告所得税及び復興特別所得税  
贈与税 : 令和6年 3月 15日（金）

②消費税及び地方消費税 : 令和6年 4月 1日（月）

II. 納付期限 ①申告所得税及び復興特別所得税  
贈与税 : 令和6年 3月 15日（金）

②消費税及び地方消費税 : 令和6年 4月 1日（月）

③申告所得税及び復興特別所得税延納分 : 令和6年 5月 31日（金）

【口座振替日】（贈与税は振替納税できません）

① 申告所得税及び復興特別所得税 : 令和6年 4月 23日（火）

② 消費税及び地方消費税 : 令和6年 4月 30日（火）

③申告所得税及び復興特別所得税延納分 : 令和6年 5月 31日（金）

### ◆口座振替依頼書の提出期限

①申告所得税及び復興特別所得税 : 令和6年 3月 15日（金）

②消費税及び地方消費税 : 令和6年 4月 1日（月）

### ◆申告所得税の延納要件等

- ・申告書への記載が必要です。
- ・納期限内に2分の1以上の納付（振替納税利用者は確定分振替日に引落し）。
- ・延納する額（「延納届出額」「5月31日までに納付する額」）は千円単位。
- ・延納期間中は年0.9%の割合で利子税が課される

※又、期限内の納税が難しい場合に、申請により税務署長の承認を受けて、期限後に（必要に応じ分割して）納税ができます。詳しくは、所轄税務署にご相談ください。

## § 確定申告相談会へお越しの皆様へ（ご注意を！）

今年度の確定申告個別相談会の会場は、「じばさん」4階に於いて開催致します。

また、税務署の申告会場は、今年度から「ユマニテクプラザ3階」に変更になります。

### 《ご来場時の駐車場について》

「じばさん」には無料駐車場が20台程有りますが、確定申告期間中は大変混雑することが予想されます。「じばさん」の駐車場が満車の際には、近隣の駐車場をご利用になられるか又は、公共交通機関でのご来場をお勧めいたします。

#### ◆近隣の駐車場

注) 料金は改定されている場合があります

場 所	料 金	備 考
トナリエ四日市駐車場（旧ララスクエア四日市）	30分毎 150円	無料サービスあり
J Aパーキング（安島2丁目1-2）※北伊勢信金本店の東側	30分毎 120円	最大料金 1日 720円
百五銀行西支店有料駐車場 ※四日市博物館西側	30分毎 200円	15:00以降 100円
コインパーキング等 ※近隣に数か所あり（例：名鉄協商等）	60分毎 100円	最大料金 800円

## § 各種届出書等とその提出期限 §

税 目	届出書等	内 容	提出期限等
所 得 税	開廃業届出書	事業の開廃業や事務所等の移転があった場合	事業開始等の日から1ヶ月以内
	青色申告承認申請書	青色申告の承認を受ける場合	承認を受けようとする年の3月15日（その年の1月16日以後に開業した場合には、開業の日から2ヶ月以内）
	青色事業専従者給与に関する届出書	青色事業専従者給与を必要経費に算入する場合	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後開業した場合や新たに事業専従者を有することとなった場合には、その日から2ヶ月以内）また、青色事業専従者給与の額等を変更する場合には、遅滞なく
消 費 税	消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合	事由が生じた場合、速やかに
	消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択する場合	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで（適用を受けようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中）
	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	課税事業者であった事業者が、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下となったことによりその課税期間を基準期間とする課税期間において納税義務が免除されることとなる場合	事由が生じた場合、速やかに
	消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択する場合	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで（事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中）